

# シニアクラブの現状は

栢田理事 22自治会で結成されている

新政会  
大辻 裕彦



▲シニアクラブ連合会の運動会

**問** 34自治会で実施されている「いきいきサロン」の現状は、平成13年度当初の主旨と異なっていないか。

**答** 現在34自治会で意欲的に取り組んでいる。今後、当初の主旨を見直すことにより、より充実したものになるよう促したい。さらに、40自治会での実施を目指したい。

**問** 「シニアクラブ」の現状は、自治会によって温度差があると思われるが。

**答** 「シニアクラブ」は現在22自治会で結成され

ている。そのうち19自治会が「シニアクラブ連合会」に加入している。現在、各自治会で取り組んでいる諸活動を支援し、活動リーダーの養成や加入促進事業に補助金を支出している。

**問** 「一人暮らし高齢者」「高齢者夫婦」の人数は。また、住居の管理が出来る高齢者への支援は。

**答** 平成23年度の民生委員・児童委員に委託して調査。平成23年7月1日現在、65歳以上の一人暮らし高齢者は866人、高齢者夫婦は2014人。また、住居管理できない高齢者には「暮らしサポート事業」や「シルバーで応援し隊」などを紹介している。

**問** 次世代育成や子どもたちの「ふるさとづくり」という観点から、今回の校区の変更は適切か。

**答** 校区の設定は、「学校の適正規模」「通学路の安全性」などを主眼として定め、児童生徒の快適な教育環境を創造するため設定した。



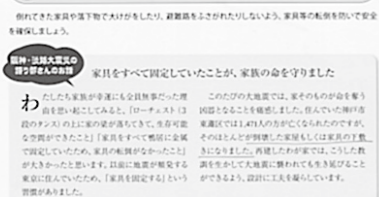
日本共産党  
松岡 光子

# 家具固定に助成制度を

木村理事 各家庭で対応を

## 3 家具等の転倒防止

大きな地震ではテレビが飛び、タンスや本棚が倒れます。



▲「防災対策のすすめ」(兵庫県発行)より引用

**問** 地震により家具が倒れると、けがや避難路がふさがれ、命を落とすこともある。地震対策として有効な家具固定に助成しているところもある。本町でも、高齢者や母子家庭に費用を助成する考えは。

**答** 有効性は認識しているが、自分の身は自分で守ることから各家庭で対応していただきたい。

**問** 防災士の役割に要支援者の家具固定の援助とあるが、町としてどんな協力を考えているのか。

**答** 防災訓練などの参加と防災士の知識を還元する場と力を活用する仕組みづくりを考えたい。

**ごみ減量に反する**

**栢田 熱エネルギーの回収を図る**

**問** ごみ処理広域化基本計画ではせっかく分別しているプラスチック類を可燃ごみとともに焼却するということは、ごみを減らすことに反しないか。

**答** 計画では可燃ごみとともに焼却し、高効率発電を行い、積極的に熱エネルギーの利用を図ることとしている。ごみを利用して発電を行うことは、ごみからエネルギーを回収するというごみの有効利用であり、ごみを減らすことに反しない。

**問** 資源利用の促進や廃棄物の発生抑制、ポイ捨て・不法投棄の防止にも有効であり、町財政のごみ処理費の負担軽減のためにも国に拡大生産者責任制度を求める意見書を提出する考えは。

**答** 近隣自治体の動きを見て考える。

# 防災対策や機能向上は

三村理事 防災計画の中で今後も進める

公明党  
木村 晴恵



▲ふれあい町民運動会での震災予知・体験競技(蓮池小)

**問** 災害時避難場所である学校施設の防災拠点作りをどこまで進めているのか。

**答** 小中学校、東はりま特別支援学校には防災倉庫を設置し、毛布、担架救急箱、ヘルメット、消火バケツ、ボール、スコップなどの防災資機材を置いている。

防災行政無線の整備により、アンサーバック付きの屋外拡声子局で親局と通信可能。

**問** 小中学校には自家発電機はなく、町内には移動式が5台あるのみ。避難者、避難場所の想定数を考えると不足では。

**答** 地域防災計画の見直しにより、備蓄計画などを改めて検討していく。町が主導的に行うことは考えていない。

**問** 地域防災計画に、避難所運営や要援護者への対応など、女性の意見を反映できる仕組みが必要である。

**答** 3人の女性委員がいる。先月末にプロポーザル(目的に合致した企画・提案能力のある者を選ぶ方式)の決定により職員によるプロジェクトチーム方式の提案があり、各グループから女性の参加を考えていきたい。

**問** 津波発生時の民間施設避難所の進捗状況は。

**答** 一つは承諾があり締結に向け協議中。2施設については総会の結果を待っている状況である。

# 最高意思決定機関は庁議か

三村理事 最終意思決定は町長

新政会  
河野 照代



▲情報公開義務条例で開かれた行政に

**問** 町の運営の基本方針や施策の確かな判断を行うのが、最高意思決定機関の庁議と考えるが。

**答** 庁議は「町長の意思決定について、助言、審議などの機能」を有するものであり、最終的な意思決定は町長が行う。

**問** 情報公開と住民参加は両輪であり、重要施策の決定がなされる庁議を公表し、開かれた行政を目指すべきではないのか。

**答** 政策形式に関わるものもあり、公表はしない。

**問** 庁議に諮り、5月臨時会で上程された議案で大阪高裁判決の、職権乱用として違法性を示す担当理事の報告に反し町長の「違法性はない」の故意に誤った発言は、地方公務員法第33条の信用失墜行為にあたるのでは。

**答** 同規定に該当しない。

**問** 町が被告であるが、町長の職権乱用で賠償責任が発生し、町は多大な損害を受けることになる。国家賠償法第1条第2項の該当により、町は町長に対し求償権がある。町長の判断は。

**答** 過失などには該当しないものである。

**職員昇格は公正であるか**

**三村 規則などに基づき実施**

**問** 人材育成の観点から勤務成績が良好な職員が昇格すべきと考えるが、若い職員から不信感を抱くような管理職の一律的な昇格があったのでは。

**答** 職員の給与に関する規則などの規定に基づき実施している。